

## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件)

分類	内容	当法人の取組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担軽減するための代替職員確保を含む）	介護福祉士等、施設にとって有益な資格を取得するとき、月に5日以内の研修休暇を認め、資格取得のための研修が受講しやすくなるよう就業規則に規定し、支援している。また、資格取得後は短期間で昇格昇給が可能となるよう給与規程に基準を設けている。
労働環境 処遇の改善	雇用管理改善のため、管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休暇制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	施設長が衛生推進者養成講習を修了し、労働者の安全・衛生や健康増進に努めている。また、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の雇用推進プランナーのアドバイスもいただいている。
その他	非正規職員から正規職員への転換	パートタイマー就業規則に、「パートタイマーが常勤正規雇用を希望する場合、3ヵ月間以上勤務し、勤務成績が優秀だった者であり、理事長が特に必要と認めた者について、常勤正規雇用に変更して雇用する。」と規定されている。

(令和2年4月)